

能登半島地震被災者のための
専門家チームによる第7回個別相談会

2025年（令和7年）6月7日（土）

6月8日（日）

報 告 集

2025年（令和7年）6月7日（土）

会 場：①中島仮設集会所（石川県七尾市中島町中島甲14）
②おらっちゃ七尾（旧石崎保育園）
（石川県七尾市石崎町ソー21-1）

◇共 催：近畿災害対策まちづくり支援機構
災害復興まちづくり支援機構（東京）

◇後 援：七尾市，七尾市社会福祉協議会

◇協 力：被災地NGO協働センター
民間災害ボランティアセンター おらっちゃ七尾

2025年（令和7年）6月8日（日）

会 場：輪島市消防本部多目的ホール
（石川県輪島市杉平町大百苺2番地）

◇共 催：近畿災害対策まちづくり支援機構
災害復興まちづくり支援機構（東京）

◇後 援：輪島市

◇協 力：輪島市社会福祉協議会，被災地NGO協働センター

この支援活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

※本報告集に掲載されている文章，画像，図表，データ等について，無断で転載・引用することを一切禁じます。

専門家チームによる第7回個別相談会 報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。
被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

■ 1 開催要領

【1日目：2025年（令和7年）6月7日（土） 石川県七尾市中島町・石崎町】	
個別相談会	午後1時30分～4時30分
会場	①中島仮設集会所（石川県七尾市中島町中島甲92-1） ②おらっちゃ七尾（旧石崎保育園） （石川県七尾市石崎町ソ-21-1）
共催 後援 協力	近畿災害対策まちづくり支援機構，災害復興まちづくり支援機構（東京） 七尾市，七尾市社会福祉協議会 被災地NGO協働センター 民間災害ボランティアセンター おらっちゃ七尾
【2日目：2025年（令和7年）6月8日（日） 石川県輪島市杉平町】	
個別相談会	午前11時00分～午後3時00分
会場	輪島市消防本部 多目的ホール （石川県輪島市杉平町大百苺2番地）
共催 後援 協力	近畿災害対策まちづくり支援機構，災害復興まちづくり支援機構（東京） 輪島市 輪島市社会福祉協議会，被災地NGO協働センター

■ 2 2025年6月7日（土）開催分の相談の概要（七尾市）

整理番号	相談の骨子	回答・助言等	相談対応者
1	<p>①今まで引落だった公的保険料の督促状が届いた。家族に支払ってもらい、引落の手続もしてもらったが大丈夫か。</p> <p>②固定資産税の状態が判らない。</p> <p>③復興公営住宅の入居を希望している。役所からのアンケートには、復興公営住宅希望と書いた。</p>	<p>①何らかの理由で引落できなかつただろうが、再度引落の手続きしたのであれば大丈夫。</p> <p>②今年度も減免制度はあるが、役所からの通知は遅れている。申請が遅れている場合もあるが、申請しているか判らないとのこと。役所の担当部署に確認した方が良い(担当部署の電話番号をお伝え)。</p> <p>③アンケートには書いているが、直接役所から情報が来るとは限らないので、入居募集の広報に家族と共に注視する。</p>	<p>弁護士 税理士 司法書士</p>
2	<p>災害公営住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々住んでいた集落には住み続けることができない(大規模半壊)。 ・近くの地区に建設予定の公営住宅を申し込みたい。 ・家賃はいくらくらいになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅はまだ建設が始まっておらず、申込み開始時期も未定。県で公開している工程表では、希望地区の入居開始は令和9年度以降 ・家賃は年収等により変わってくる事もある。 <p>石川県では年内にその当りの情報を公開予定。</p>	<p>弁護士 建築士 中小企業診断士</p>
3	<p>中古不動産を購入予定。 公費解体は数週間前に完了。 建物の滅失登記完了後、加算支援金の申請を行う必要があるが、契約・登記のタイミングなどはどうすれば良いか？</p>	<p>滅失登記が完了してから加算支援金を申請する。売買に基づく登記のタイミングは直接関係しないが、申請のタイミングについて七尾市に確認をする。 売買契約書を作成し、代金の支払、登記の移転のタイミング、その手続の流れに合わせて決めておく。</p>	<p>弁護士 建築士 中小企業診断士</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅について。 親族の夫婦と一緒に仮設に入っている。 現在失業中。自立や、家賃について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金のことも含めて、生活サポートセンターななおを案内。継続的な相談支援。 ・解決すべき課題(病気の手術、生活資金、仕事など)を一つ一つできることから解決していく。 ・一人で考えすぎない。 	<p>弁護士 司法書士 技術士 行政書士</p>
5	<p>①中規模半壊で公費解体し、滅失登記、役所で手続。</p> <p>②復興公営住宅の仮申込みをした。</p> <p>③支給された掃除機が吸わない、電気屋でも直らない。</p>	<p>①役所で何の手続きしたか判らないとのこと。 国の支援金(基礎)100万円と、義援金の差額が受け取れる。 支援金の申請できているか、役所で確認する。</p>	<p>弁護士 税理士 司法書士</p>

		<p>②おそらくアンケートに答えただけなので、各公営住宅の募集を注視する。</p> <p>③ボランティアの方に状況を見に行ってもらった。</p>	
6	<p>地震発生時、親夫婦と子どもの家族が住んでおり、り災証明は全員を1世帯として出された。</p> <p>子どもの家族は公営住宅に入居希望。親夫婦は、全壊の住宅を修理して入居したい。</p> <p>①このように分離して居住することは可能か。</p> <p>②住宅を文化財として保存し、修理する話が出ている。8月末で公費解体の申請期限が迫っているので、どうすれば良いか。認定の話は進まない。</p>	<p>①七尾市の案内では、原則公営住宅の入居の際、世帯分離はできないとされているので、子どもの家族が世帯分離して入居できるのは難しいかもしれない。七尾市に相談をして、どういう場合が例外的に公営住宅入居ができるのか、相談者家族のケースで入居申込ができるのか、確認する。</p> <p>②文化財ランク付けがポイントになるが、文化財になれば、材料もそれなりのものが必要となり高額になりやすく、工法もより専門的なものになるため、工事費が通常よりも高くなる。このため、文化財に認定され、一定の割合が補助されても、自己負担の金額は上がる可能性もある。通常の使用も色々と制限がつく可能性がある。文化財に指定されることが根本的な解決にならない可能性もあることを認識しておくこと。</p> <p>修理もせず、解体もしなければ、建物が倒壊してしまった場合など、所有者として責任を負わなければならない可能性もある。</p> <p>文化財認定された場合の見積もり等を早急にもらい、それをもって、今後の方針について専門家に相談を。</p>	<p>弁護士 建築士 中小企業診断士</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊で一部解体の許可を得た。 ・平屋部分を解体し、増築部分は残す予定だったが、増築部分のうち、玄関部分も追加で解体したい。可能か？ ・復興公営住宅の入居要件に、単身入居の特例（満60歳以上）に該当しない場合はどうなるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の取り直しの可能性も考え、確定的なことは申し上げられないが、解体の範囲の変更は可能ではないか。 ・復興公営住宅には、入居について劣後するであろう。 	<p>弁護士 司法書士 建築士 技術士</p>
8	<p>①支援金のもれがないか（大規模半壊から解体）。</p> <p>②仮設住宅はいつまで住めるか。</p> <p>③公営住宅でアンケートで〇〇地区の住宅を希望した。入居条件はあるか</p>	<p>①項目毎に確認し、問題なさそう。</p> <p>②原則は建ててから2年だが、延長がある。災害公営住宅に入れるまでに出されることはないだろう。</p>	<p>弁護士 税理士 司法書士</p>

	<p>④亡夫の名義のままの土地，相続人は配偶者と子。</p> <p>子の名義とする協議書作成後，震災でストップ。子は自分の名義にする気がなくなり，司法書士，税理士からも私名義にしては？とのこと。</p> <p>⑤④の数百坪の土地を役所に公営住宅用地として有効利用してもらい，その分固定資産税免除してもらおうことはできるか。</p>	<p>③希望した住宅に入れるかは，実際に募集が出てから入居要件等説明。</p> <p>④子が消極的になっているのであれば，今ある協議書でできない。それを踏まえた司法書士等のアドバイスだろう。</p> <p>⑤市役所の建築課に相談してみてもは。</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が一部損壊。瓦だけ補修済み。2025年4月に市長が新たな制度の創設を発表。助成を受けたいがどうか。 ・学生ローンについて。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が明確になった後に市に相談すること。 ・相談日時点の情報では，2025年9月30日受付まで，政策金融公庫の教育ローンの要件緩和あり。電話相談方法を調べて教示。利率低減は2025年7月末まで。 	<p>弁護士 建築士 技術士</p>
10	<p>地盤の液状化の相談。建物の解体後，液状化の可能性があると，解体業者から指摘を受けた。</p> <p>家を建てたいが土質調査の業者など，近くにいない。どこに相談を持っていけば良いか。</p> <p>住宅メーカーはまだ決めていない。</p>	<p>土質調査の業者を探すことは，なかなか難しいと思われる。</p> <p>考えられるのは，市役所の建設管理（土木課）の相談であろう。</p> <p>業者の話や紹介をしてくれるかもしれない。</p> <p>しっかりした住宅メーカーに，ワンストップで全部任せるのも一つの手である。</p>	<p>弁護士 税理士 技術士</p>
11	<p>地震により家屋が半壊。公費解体の申請は未だ。</p> <p>自宅の再建について，方法，金銭的負担，選択肢を聞きたい。</p> <p>公費解体後に土地を売れるか。</p> <p>国庫帰属制度についてもききたい。</p>	<p>①公費解体して再築，②解体せず修理，③公費解体して災害公営住宅への入居等の方法が考えられる。</p> <p>再築，修理の場合は，各支援制度＋自己資金又は災害リバースモーゲージの利用の検討についても説明した。</p> <p>相続人に土地を相続させない方法としては，生前に売却，相続土地国庫帰属制度，相続放棄が考えられ，その説明とデメリットを伝えた。</p>	<p>弁護士 不動産鑑定士 建築士</p>

■ 3 2025年6月8日（日）開催分の相談の概要（輪島市）

整理番号	相談の骨子	回答・助言等	相談対応者
1	<p>①自宅が全壊し、手続きをしたはずだが、固定資産税に関する書類が届いた。</p> <p>②災害公営住宅の家賃について。</p> <p>③リバースモーゲージ型融資について。</p> <p>④住宅再建支援金の申込期限について、輪島市はいつまでか。</p> <p>⑤自宅の土地の一時賃貸について。</p>	<p>①固定資産税については、市の税務課に確認。</p> <p>②災害公営住宅の家賃は、収入に応じて変動。</p> <p>③リバースモーゲージ型融資について説明。</p> <p>④現時点の情報を案内。</p> <p>⑤契約書では、土地の一時使用賃貸借契約で、当該土地上に再築するときは、別途協議可能な契約になっている。</p>	<p>弁護士 税理士 技術士</p>
2	<p>①土砂流入による家屋の被害について。</p> <p>②土地を緊急で承諾なく使用されている場合の補償等について。</p>	<p>①お話を伺った限り、損害賠償は難しい。</p> <p>②補償について。スケジュールを確認。内容が明らかになってきたら、また相談してもらってよい。額が不当なら異議申立てできる。</p>	<p>弁護士 司法書士 建築士</p>
3	<p>仮設住宅に居住。親子の二人世帯。全壊（公費解体済）。基礎支援金受取済み。</p> <p>支援制度をいろいろ知りたい。</p> <p>リバースモーゲージが気になる。</p>	<p>住宅購入、賃借の場合、加算支援金が支給される（被災者生活再建支援金）。石川県でも別の給付金がある（石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金）。輪島市で住まいを再建する場合は、「わじま住まい再建支援事業」を利用可能。建てたい家の建設費と支援金等加えた自己資金の差額をリバースモーゲージでまかなう。</p> <p>リバースモーゲージは子と親でリレーで組む形がおすすめ。</p> <p>まずはどのような家を建てたいか考える。</p> <p>リバースモーゲージについては、住宅金融支援機構に相談を。</p> <p>建設工事業者及び住宅メーカーについては建築士事務所協会等、専門家に相談を。</p>	<p>弁護士 税理士 建築士</p>
4	<p>①建物を新築する際、農道を補修した方が良いか。農道の所有者は不明。管理者は誰か。</p> <p>②市外の建物を購入した。前の建物の基礎工事の杭が残っているが、建物を新築するのに問題ないか。</p>	<p>①市役所固定資産税課、農業委員会に確認する。所有者と管理者を確認する。農道について、地盤改良補助金が要件に該当するか、市に確認。</p> <p>②建築工事する際に、基礎工事の前提として、地質調査して、その結果によ</p>	<p>弁護士 司法書士 不動産鑑定士 建築士</p>

		て、地盤改良。その後に新築工事を行う必要がある。	
5	①受給できる支援制度について。 ②利子助成制度について。（世帯区分、収入要件） ③自宅再建のために購入する土地が見つからない。	①支援制度を案内。 ②収入要件については、石川県のHP上のPDFを示して説明。世帯区分の件は、県のコールセンターを案内。 ③近隣市町の不動産屋に問い合わせをしてみてもどうか。	弁護士 税理士 中小企業診断士
6	単身者で相続する人もいない。 自宅を再建するか、公営住宅を申し込むか迷っている。 公営住宅では荷物が入らなそう。 自宅再建になると、土地が隆起していたりして地盤が気になる。	単身なので、公営住宅は1LDKになるだろう。 自宅再建の場合、被災宅地等復旧支援事業は、地盤改良に使える。 リバースモーゲージや利息補助について、住宅金融支援機構に相談できる。	弁護士 土地家屋調査士 行政書士
7	①土地を売りたいが、不動産屋を介介させたくない場合、価格をどう決めたらよいか。 ②木材使用の補助金が使いにくいという話だが、本当か。	①土地の価格については、路線価、固定資産評価、時価がある。低すぎたり高すぎたりすると、贈与となる可能性がある。 固定資産評価等をもとに協議して決めてはどうか。登記までの流れは、司法書士に相談すると漏れがない。相談会を案内。 固定資産税は、登記移転日（購入日）までの日割り精算。 今後納税通知がくるので減免申請を検討を。 ②木材使用の補助金は輪島市はハードルが高い。県の制度は輪島市よりハードルが低いので、そちらの検討をすすめる。	弁護士 司法書士 建築士 技術士
8	雑損控除について。 関連死について。	雑損控除、関連死についてご説明。	弁護士 税理士
9	①市場の建物が焼失したが、固定資産税が高くなるのではないか。 令和7年度の納税通知書が届いていない。 ②今後どうなるか。	①特例があり、2年事業年度、建物があるものとして評価される。 今年度分までは減免申請適用されるだろうが、その後延長されるかどうか不明。 土地の固定資産税課に減免申請した方がよい。建物については、罹災証明書から判明できる。輪島市税務課を案内。 ②区画整理事業に基づく換地処分が行われる。元の場所に戻るとは限らない。住宅用地に限られる。	弁護士 税理士 司法書士 不動産鑑定士 建築士

■ 4 相談件数

- ・ 2025年（令和7年）6月7日（土） 七尾市 : 合計11件
 - ・ 第1会場（中島仮設集会場：8件）
 - ・ 第2会場（おらっちゃ七尾：3件）
 - ・ 2025年（令和7年）6月8日（日） 輪島市 : 合計9件
- 6月7日，8日の2日間を通しての相談件数は，合計20件。

■ 5 相談対応者

◇近畿災害対策まちづくり支援機構所属（順不同・敬称略）：計25名

- ・ 2025年6月7日（土），8日（日）両日参加：16名

技術士	小島 和彦	税理士	赤松 健二
技術士	藤井 武	税理士	加藤 公朗
建築士	菅原 英房	土地家屋調査士	島本 一幸
建築士	八木 康行	不動産鑑定士	西井 雅史
建築士	吉田 文男	弁護士	永井 幸寿
行政書士	山本 千恵	弁護士	森川 憲二
司法書士	石神 健吾	弁護士	中山 泰誠
司法書士	岡田 茂	弁護士	吉川 律子

◇災害復興まちづくり支援機構（東京）所属（順不同・敬称略）：計9名

- ・ 2025年6月7日（土），8日（日）両日参加：7名

技術士	上野 雄一	中小企業診断士	梅澤 尚稔
中小企業診断士 防災士	佐藤 三郎	司法書士	大崎 慎一
弁護士	加畑 貴義	弁護士	富澤 章司
弁護士	鈴木 秀昌		

- ・ 2025年6月7日（土）のみ参加：1名

司法書士	箱石 まみ
------	-------

- ・ 2025年6月8日（日）のみ参加：1名

弁護士	紙子 陽子
-----	-------

■ 6 写真集

※以下の写真，画像の著作権は撮影者及び当機構に帰属します。以下の写真，画像を無断で引用・転載することを，一切禁じます。

※ご相談者様のプライバシー保護のため，一部加工しております。

【2025年6月7日（土）の個別相談会の様子】

(1) 2025年6月7日（土）会場① 七尾市 中島仮設集会所

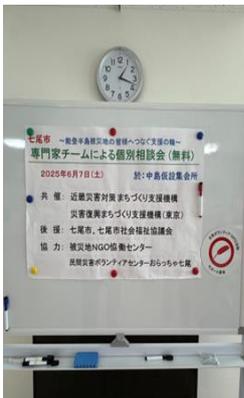
◇会場（中島仮設集会所）



◇個別相談会の様子（中島仮設集会所）



◇掲示物



◇相談会のメンバー（中島仮設集会所担当）



(2) 2025年6月7日(土) 会場② 七尾市 おらっちゃ七尾

◇会場 (おらっちゃ七尾)



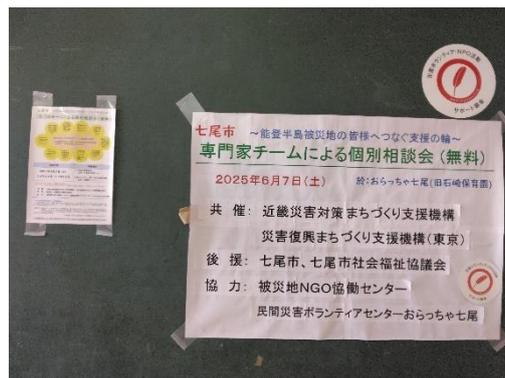
◇相談会の様子 (おらっちゃ七尾)



◇相談会の様子



◇掲示物



◇相談会のメンバー (おらっちゃ七尾担当)



【2025年6月8日（日）の個別相談会の状況（会場：輪島市消防本部多目的ホール）】

◇会場（輪島市消防本部）



◇掲示物



◇相談会の様子



◇相談会の様子



◇相談会の様子



◇相談会の様子



◇相談会の呼び込みのために仮設住宅を訪問



◇相談会の様子



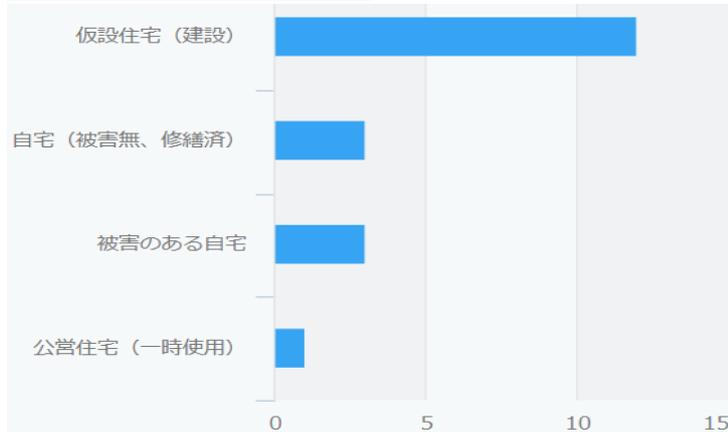
◇6月8日（日）相談会 個別相談担当者（専門家チーム）の集合写真（輪島市消防本部）



■ 7 参考データ

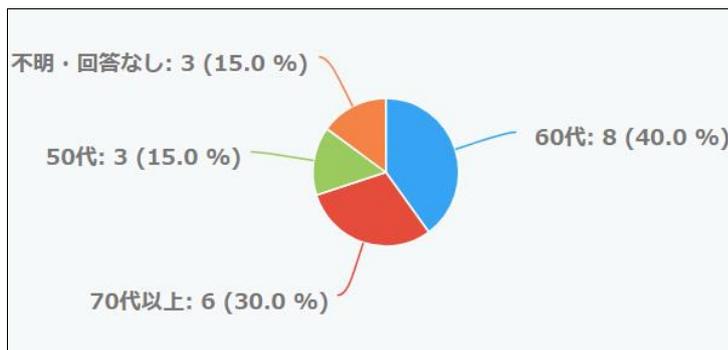
- ・集計対象の日程：令和7年（2025年）6月7日（土），8日（日）
- ・集計方法：個別相談会に参加された方にアンケートを実施
- ・集計対象数：20件（七尾市：11件，輪島市：9件）

(1) ご相談者様の現在の居所



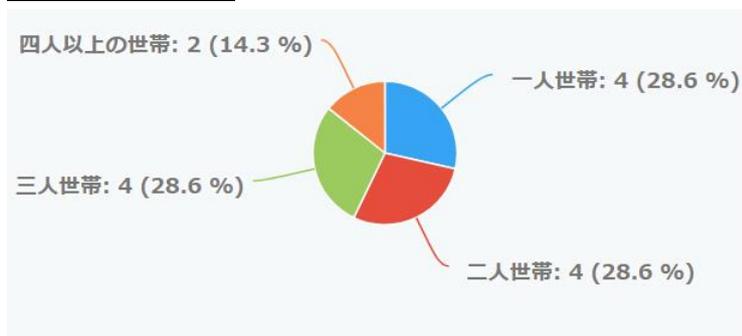
◆ご相談者様の現在の居所	件数
仮設住宅（建設）	12
自宅（被害無、修繕済）	3
被害のある自宅	3
公営住宅（一時使用）	1

(2) ご相談者様（被災者）の年齢



◆ご相談者様（被災者）の年齢（世帯主）	件数
70代以上	6
60代	8
50代	3
不明・回答なし	3

(3) 世帯の様子

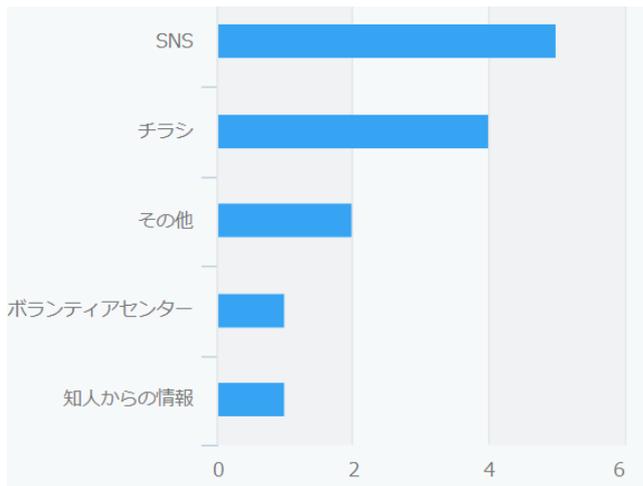


◆世帯の様子	件数
一人世帯	4
二人世帯	4
三人世帯	4
四人以上の世帯	2
不明・回答なし	6

(4) 事業者か否か

◆事業者か否か	件数
事業者ではない	18
事業者である	2

(5) 相談会を知った経緯

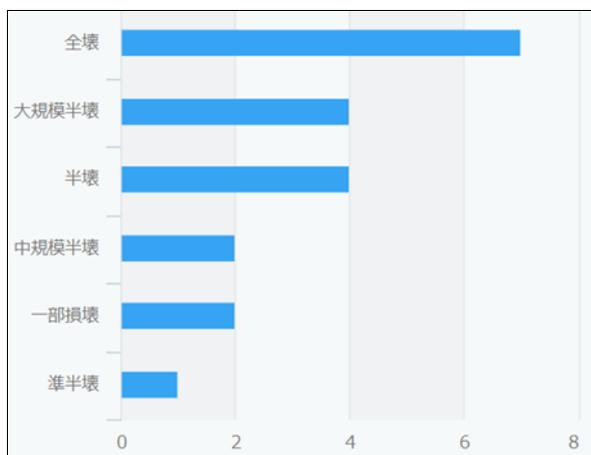


◆相談会を知った経緯	件数
SNS	5
チラシ	4
ボランティアセンター	1
知人からの情報	1
その他	2

(6) 被害の有無

◆被害の有無	地震の被害あり
豪雨の被害もあり	3
豪雨の被害はなし	7
不明・記載なし	10
計	20

(7) 地震による罹災証明の種類

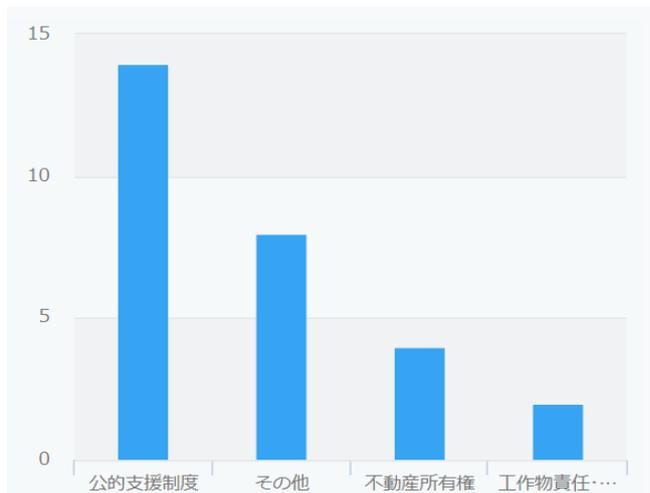


◆地震による罹災証明の種類	件数
全壊	7
大規模半壊	4
中規模半壊	2
半壊	4
準半壊	1
一部損壊	2
回答なし・不明	0

(8) 相談したいこと (住まい, お金に関すること)

◇4-1 住まいに関すること		◇4-2 お金に関すること		◇4-3 その他	
自宅の再建に関すること	9	支援金の受給に関すること	3	その他	2
災害公営住宅に関すること	3	税金に関すること	3		
仮設住宅に関すること	1	借入やローンに関すること	1		
土地や建物に関すること	1				

(9) 相談の種類 (大項目)



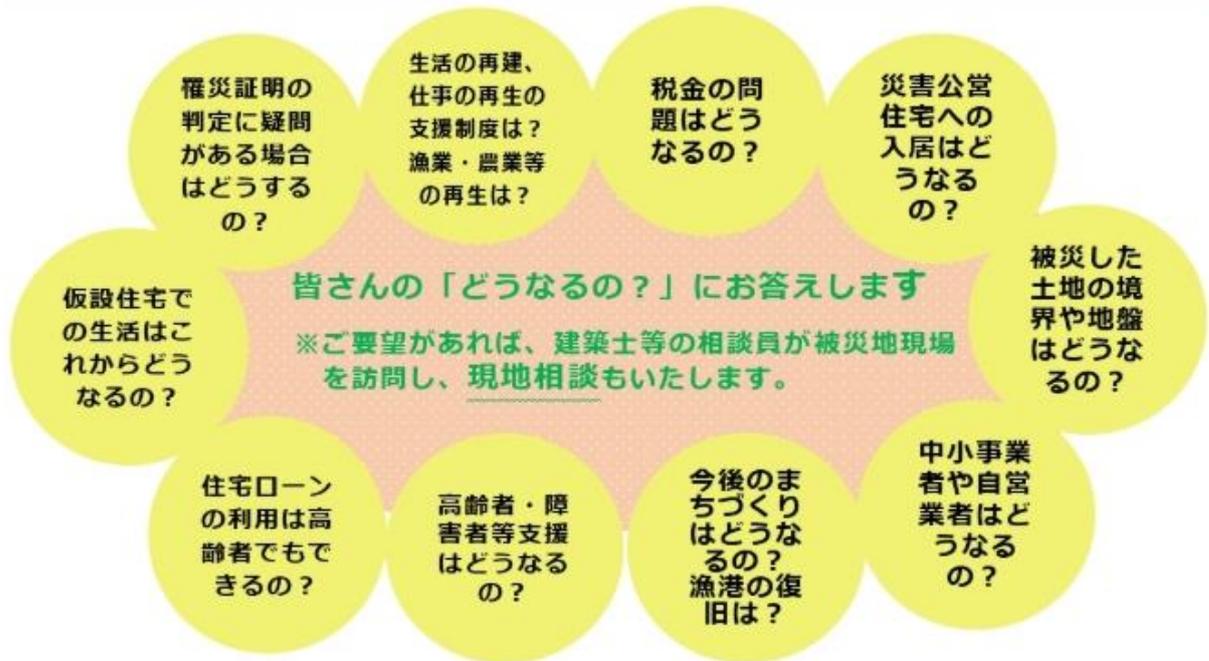
◆相談の種類 (大項目)	件数
工作物責任・相隣関係	2
公的支援制度	14
不動産所有権	4
建物の賃貸借	0
既往の借入金	0
その他	8

(10) 相談の種類 (小項目)

◆相談の種類 (小項目)		件数
◇5-2-1 工作物責任・相隣関係	妨害排除・予防	1
	損害賠償	1
	その他	0
◇5-2-2 公的支援制度	災害復興住宅	6
	住家被害認定	0
	支援金	7
	建物の修繕・解体	3
	土砂等の撤去	0
	仮設住宅	2
	災害援護資金	0
	なりわい補助金	0
	その他	4
	◇5-2-3 不動産所有権	工事の瑕疵
その他		6
◇5-2-4 その他の契約問題	発災前からの契約 (その他)	0
◇5-2-5 既往の借入金	事業資金ローン	0
◇5-2-6 その他	相続	1
	保険	1
	税金	4
	新たな融資	1
	災害と関連がない問題	0

七尾市 ~能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪~

専門家チームによる個別相談会（無料）



開催日時	開催場所
令和7年6月7日（土） 13時30分～16時30分	① 中島仮設集会所 住所：中島町中島甲14 ② おらっちゃ七尾（旧石崎保育園） 住所：石崎町ソ-21-1

・予約の必要はありません。相談費用は無料です。

①及び②の2カ所で開催しておりますので、お気軽にお越しください。（受付は16時15分まで）

- 共催 近畿災害対策まちづくり支援機構、災害復興まちづくり支援機構(東京)
- 後援 七尾市、七尾市社会福祉協議会
- 協力 被災地 NGO 協働センター、民間災害ボランティアセンターおらっちゃ七尾

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫県

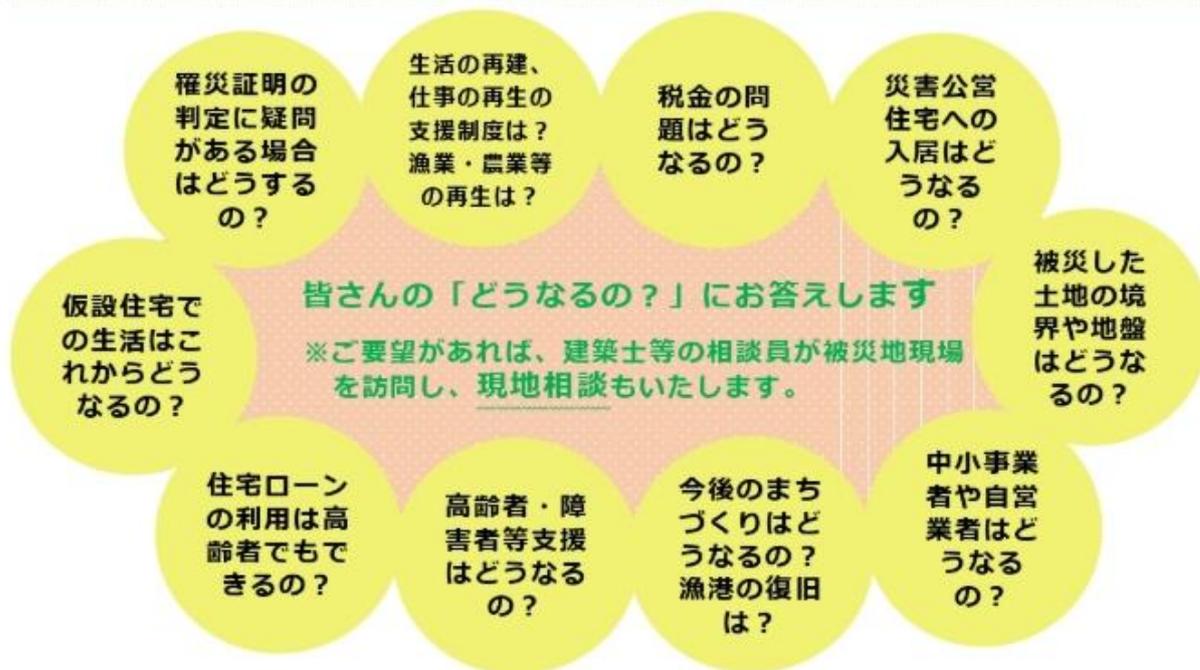
[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ：支援機構（078-362-8700）】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のボラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

輪島市 ~能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪~

専門家チームによる個別相談会（無料）



開催日時	開催場所
<p>令和7年6月8日（日）</p> <p>11時00分～15時00分</p>	<p>輪島市消防本部多目的ホール</p> <p>住所：輪島市杉平町大百町2番地</p>

・予約の必要はありません。相談費用は無料です。

お気軽にお越しください。（受付は14時45分まで）

- 共 催 近畿災害対策まちづくり支援機構、災害復興まちづくり支援機構(東京)
- 後 援 輪島市
- 協 力 輪島市社会福祉協議会、被災地 NGO 協働センター

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫県

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ：支援機構（078-362-8700）】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。